

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成28年8月24日（水） 10：02～10：16

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
金田勝年 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
塙崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
山本有二 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
山本公一 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
稻田朋美 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
松本純 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
鶴保庸介 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山本幸三 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸川珠代 国務大臣
欠席者：松野博一 国務大臣（文部科学大臣）
今村雅弘 国務大臣（復興大臣）
陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 12件
- 政令 5件
- 人事 6件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、萩生田副長官から御説明申し上げます。

○萩生田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「国民の保護に関する基本指針の一部変更」及び「都道府県の国民の保護に関する計画の変更」について、御決定をお願いいたします。「基本指針の一部変更」は、放射線医学総合研究所の組織改編に伴う名称変更等、所要の変更を行うものであり、決定の上は、国会に報告するものであります。また、「計画の変更」は、兵庫県及び岡山県の国民保護計画の変更に関する内閣総理大臣への協議について、「異議がない」とするものであります。

次に、「都市再生基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、都市再生特別措置法の改正に伴い、同基本方針において大規模災害に対応するための環境整備に関する記載の追加等を行うものであります。

次に、「日・ケニア投資協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、日韓外相会談で確認された慰安婦問題に関する合意に基づき、和解・癒やし財団への拠出金を支出するために必要な経費として、約10億円を一般会計予備費から使用するものであります。

次に、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、「土地改良長期計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、土地改良法に基づき、平成32年度までの5年間における土地改良事業の実施の目標等を定めるものであります。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、「眞子内親王殿下のパラグアイ国御訪問」について、御了解をお願いいたします。この度、パラグアイ国政府から、日本人の同国移住80周年の機会に、眞子内親王殿下を同国に招待したい旨の申出がありましたので、我が国と同国との友好関係に鑑み、9月6日から16日までの予定で御訪問願うこととするものであります。

次に、公式実務訪問賓客待遇について、御了解をお願いいたします。サウジアラビア王国副皇太子が、8月31日から9月3日まで、我が国を訪問されることとなりましたので、同期間、公式実務訪問賓客として接遇するものであります。

次に、恩赦5件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「国家戦略特別区域法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月1日とするもの

であり、「国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、法人による農地取得の際の特例を適用する特定地方公共団体として、兵庫県養父市を定める等するものであります。

次に、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を記念するため発行する1,000円貨幣の素材等を定めるものであります。

次に、「都市再生特別措置法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、都市公園の占用許可の特例に係る居住者の利便の増進に寄与する施設等として、サイクルポートを定める等関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣及び岸田外務大臣が明日から30日まで、塩崎厚生労働大臣が本日から28日まで、それぞれ第6回アフリカ開発会議出席等のため、麻生副総理が第7回日韓財務対話出席等のため、松野文部科学大臣が第8回日中韓文化大臣会合出席等のため、それぞれ27日から28日まで、石原内閣府特命担当大臣がニュージーランド国政府要人との会談等のため29日から9月1日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、アイスランド国駐箚大使志野光子を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、前内閣府特命担当大臣島尻安伊子を内閣府大臣補佐官に任命し、鶴保内閣府特命担当大臣を補佐させることについて、御決定をお願いいたします。

次に、復興庁及び外務省人事といったしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、復興庁統括官内海英一が国土交通省へ出向し、その後任に、国土交通省大臣官房付権島徹を充てるものであります。

次に、裁判官人事といったしまして、簡易裁判所判事に兼ねて任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、伊関孝外889名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。なお、元横綱千代の富士、本名秋元貢を従四位に叙し、旭日中綬章を授けるものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・パナマ租税情報交換協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための枠組みを定めるものであります。なお、明日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「日・レソト技術協力及び青年海外協力隊事業協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本協定は、技術協力をより効果的に実施するため、我が国から派遣する専門家等に対する租税の免除及び便宜等を取り極めるものであります。なお、本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

ます。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、財務大臣。

○麻生国務大臣：消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置の内容については、消費税率10パーセントへの引上げ時期を平成31年10月1日に変更することに伴い、軽減税率制度や反動減対策等の関連する税制上の措置等について、実施時期を2年半延期することを基本として、所要の見直しを行うことといたしますので、御決定をいただきたいと存じます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：財務大臣から御発言がありましたら、私からも消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置の概要について御報告いたします。

地方税においては、地方消費税率の引上げ時期の変更のための措置を講じるほか、車体課税の見直しや地方法人課税の偏在是正の実施時期の変更のための所要の措置等を講じます。

今後、これらを内容とする地方税制改正法案を秋の臨時国会に提出していくことになりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、農林水産大臣。

○山本（有）国務大臣：新たな土地改良長期計画は、土地改良法に基づき、計画的かつ効果的に土地改良事業を進めるため、平成32年度までの5年間の事業実施の目標及び事業量を定めるものであります。

具体的には、「豊かで競争力ある農業」、「美しく活力ある農村」、「強くてしなやかな農業・農村」の3つの政策課題を設定し、高収益作物への転換による所得の増加、地域資源の保全管理の質と持続性の向上、湛水被害等の災害防止と施設の耐震化などに重点を置いております。

閣僚の皆様におかれましては、今後とも、格段の御協力と御配慮をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、松本大臣。

○松本国務大臣：平成28年度「防災の日」総合防災訓練について、御説明いたします。

8月30日から9月5日までは「防災週間」であり、全国で防災に関する各種の行事が実施されます。

政府においては、9月1日の「防災の日」に、総合防災訓練として、閣僚の徒步等による参集訓練を実施するほか、官邸において、全閣僚に御参加をいただき、政府の緊急災害対策本部の運営訓練などを実施いたします。

緊急災害対策本部の運営訓練では、南海トラフ地震を想定し、官邸と三重県庁、和歌山県庁、高知県庁との間でテレビ会議を行うなど、より実践に即した訓練を実施いたします。

また、総理には、さいたま市で実施される9都県市合同防災訓練の現地会場を御観察いただく予定であり、私も同行することとしております。

各閣僚におかれましては、格別の御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：麻生副総理ほか4人の大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、高市大臣を財務大臣の臨時代理に指定するとともに、金融担当大臣の事務代理を命じ、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、鶴保大臣を文部科学大臣の臨時代理に、松本大臣を厚生労働大臣の臨時代理に指定し、世耕大臣に経済財政政策担当大臣の事務代理を命じます。なお、私も、明日から30日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となり、麻生副総理が海外出張不在中は、菅内閣官房長官となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

[別添]

繰下げる閣議案件

〔平成28年
8月24日〕

(水)

◎一般案件

- 資料あり ○ 1. 国民の保護に関する基本指針の一部変更
1. 都道府県の国民の保護に関する計画の変更
について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 都市再生基本方針の一部変更について（決定）
(内閣府本府)
- 〃 ○ 投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア
共和国政府との間の協定の署名について（決定）
(外務省)
- 〃 ○ 平成28年度一般会計予備費使用について
(決定) (財務省)
- 〃 ○ 消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置に
について（決定） (財務・総務省)
- 〃 ○ 土地改良長期計画について（決定）(農林水産省)
- 〃 ○ 真子内親王殿下のパラグアイ国御訪問について
(了解) (宮内庁・外務省)
- 〃 ○ サウジアラビア王国副皇太子ムハンマド・ビン・
サルマン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サ
ウード殿下の公式実務訪問賓客待遇について
(了解) (外務省)
- 資料なし ☆ 恩赦について（決定） (内閣官房)

◎政令

- 資料あり ○ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行
期日を定める政令（決定） (内閣府本府)
- 〃 ○ 国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令
(決定) (同上)
- 〃 ○ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令
の一部を改正する政令（決定） (財務省)

- 資料 料り ○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（国土交通省・内閣府本府）
- 〃 ○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（国土交通省）

◎人 事

- 資料 料し ☆内閣総理大臣安倍晋三外 5 名の海外出張について
（了解）
- 資料 料り ○特命全権大使志野光子を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○島尻安伊子を内閣府大臣補佐官に任命することについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料 料し ☆判事廣瀬 孝外 2 名を簡易裁判所判事に兼ねて任命し、判事林 秀文外 1 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料 料り ☆元大蔵事務官伊関 孝外 8 8 9 名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章等授与について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成28年
8月24日〕(水)

◎一般案件

- 資料あり ○租税に関する情報の交換のための日本国政府とパナマ共和国政府との間の協定の署名について
(決定) (外務省)
- 〃 ○技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とレソト王国政府との間の協定の署名について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]